

3-5 エスカレーター

3-5-1 構造等

1. 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置する。【解説1】
2. 踏み段の有効幅は、1m以上とする。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60cm以上とすることができる。
3. 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとする。また、昇降口において、3枚以上の踏み板が同一平面上にある構造とする。【解説2】

【解説1】

エスカレーターは、上り、下りの両方を設置する。エスカレーターが設置された場合は、多くの歩道利用者がエスカレーターを利用することが予測されるため、歩道接続部において利用者の滞留、錯綜が発生しないように、歩行動線を考慮した上で設置位置を決定する。

車いす使用者が利用可能なエスカレーターは機器操作が必要であり、単独利用は困難である。特に歩道等に設置された場合は、管理員等の到着を待った後に移動可能となるため、移動等円滑化とは言い難い状況が予想される。このため、エスカレーターの利用者としては車いす使用者を対象としていない。

【解説2】

エスカレーター踏み段の有効幅は、視覚障がい者等とその介助者が利用できるような幅として1.0m以上とする。また、歩行者交通量が少ない場合においては、利用者一人当たりの物理的占有幅に若干の余裕を見た60cm以上とする。

凹凸によるつまずき、滑りによるふらつきや転倒（例えば、松葉杖を使用する場合は、接触する部分が小さいため、滑りやすい）を考慮し、エスカレーターにおける踏面の表面は、平坦で、滑りにくい仕上げをしなければならない。

また、視覚障がい者等がエスカレーターを利用する際は、これへの乗り移り、及び降り口の認知が困難である。よって、乗降口においては、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるような構造とする。

なお、始末端部における移動手すりの水平部は、くし板から70cm以上として踏み板へ容易に乗り移りできるよう配慮することが望ましい。

エスカレーターの構造等について図3-5-1に示す。

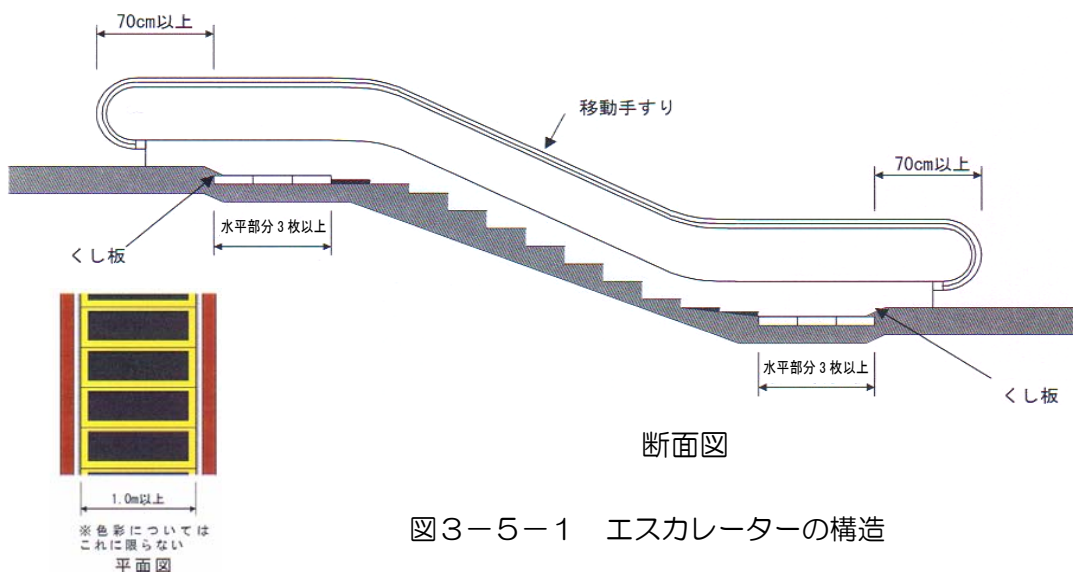


図3-5-1 エスカレーターの構造